

警察暴力を文化で読み解く 警察文化概念の再考

著者	清水 麻友美
雑誌名	法学
巻	85
号	3
ページ	17-48
発行年	2021-12-30
URL	http://hdl.handle.net/10097/00133532

警察暴力を文化で読み解く

— 警察文化概念の再考

清水 麻友美

- I はじめに
 - II 警察暴力と日常活動
 - III 警察文化
 - 1 警察文化概念と警察暴力
 - 2 近年の警察文化研究
 - IV 目標としての警察文化
 - 1 定義と適用
 - 2 二つの特定化
 - 3 警察という制度と特定化
 - 4 曖昧さへの対処
 - V おわりに
- 参考文献

I はじめに

近年、警察官の市民に対する暴力は世界各地で問題となっている。社会的マイノリティに対する過剰な有形力の行使、反政府デモ参加者に対する発砲といった警察暴力が報道され、非難が殺到したことは記憶に新しい。警察による暴力は決して最近の問題ではなく、既に19世紀には、主に貧困層など社会的弱者を標的とした警察暴力が報告されており⁽¹⁾、警察研究ではその初

(1) たとえば、1872年には米国シカゴにおいて、収監者に対する警察暴力が報道されている (Chicago Daily Tribune 1872。Ryan ([2015]2017) より引用)。

期から警察暴力という課題に取り組んできた。

本稿は、警察官の信条や価値観がいかに警察暴力につながるかについて理論モデルを提示することを目的とする。より具体的には、警察官が何を正統な実力行使で何を暴力と考えているか、またその分類基準に従って行動することがいかに警察暴力につながるかについての理論モデルを示したい。実力行使（use of force）は警察活動に不可欠な要素であるが、実力行使を伴う警察活動の全てが一般に暴力とみなされるわけではなく、またある行為が暴力に当たるか否かの判断についても必ずしも万人の意見が一致するわけではない。言い換えれば、正統な実力行使と暴力は連続的であり、どこに境界線を引くかは個人または集団による解釈次第である。それゆえに、職務質問中にその対象者を引き留めようとした行為について、質問者の警察官が合法であると主張するのに対し、対象者が違法な暴力であると主張するというような食い違いが起り得るのである。では、警察はどこに正統な実力行使と暴力の境界があると考えているのだろうか。

それを探るためのカギとなるのが「警察文化」の概念である。本稿では、既存の警察文化概念を再考することで、文化が警察による意味解釈を通じて警察暴力を構築する過程を明らかにすることを目指す。

II 警察暴力と日常活動

正統な実力行使と警察暴力の境界についての議論は、暴力とは何かという議論と分かちがたく結びついている。日常的な用語法において、警察暴力という言葉で一般的に想像されるのは、身体への極めて強い程度の加害を伴う有形力の行使であろう。このような、時に死に至る程の深刻な結果を被害者に与える実力行使を警察暴力であると判断することについては、ほぼ異論が

また、かつての植民地における警察暴力も、近年の研究で明らかにされている。たとえば、Ahire (1991), Holloway (1993) を参照。

ないと想像される。しかし、これら明確に暴力とされる事例の周りには、違法とまでは必ずしも言い切れず、また物理的加害の程度が弱いなどの理由で警察暴力として報告されるには至らなかったものの、差別的であるなど不適切と判断される事例が数多く発生しているはずである。実際、社会的マイノリティが警察によって日常的に「過剰に監視され、大概において過少に守られている」(Macpherson of Cluny 1999: 45.7)⁽²⁾ 集団であるという報告が複数存在している⁽³⁾。このような日常的に経験される差別的扱いを違法な暴力と判定するか、または合法の範囲に留まると判定するかは、判断する者によって異なるであろう。ここで警察暴力と違法ではない実力行使を隔てる、絶対普遍的で明確な境界線は存在していない。

このような暴力定義の困難さは、暴力研究における大きな課題であり続けてきた。一つの問題は、定義すること自体の暴力性である。S. ジェックは、言語を通じた現実の定義や解釈を「象徴的暴力」と呼び(ジェック [2008] 2010)、定義がそれ自体で、現実のあるべき解釈を、定義を共有しない者に強制する力を持つことに注意を喚起する。例えば、暴力か否か判断が分かれる事例において、敢えて明確な警察暴力の定義を主張するならば、現実に世界各地で問題となっている、上述のような社会的マイノリティに対する差別的扱いの事例の多くを、その「曖昧さ」ゆえに暴力ではないとして切り捨て

-
- (2) この文句は、1993年にロンドン南部で発生したスティーブン・ローレンス(Stephen Lawrence) 殺害事件について纏められたマクファーソン調査報告の中で、聞き取り調査に応じたアフリカ系男性の言葉から引用されている。原文は、“over policed and to a large extent under protected”である。ローレンスはアフリカ系で、殺害された当時17歳の少年であった。マクファーソン調査報告は、この事件に対する警察の対応が不適切であった要因の一つとして、警察の組織的な人種差別主義を挙げている(Macpherson of Cluny 1999: 46.1)。
- (3) マクファーソン調査報告の他、たとえばJ. チャンは、オーストラリア先住民が、しばしば警察から差別的に扱われることを報告している(Chan 1996, 1997)。

るという「暴力」を働くことになってしまう。

暴力の定義という課題に対し、現状においては、暴力を身体への深刻な加害に限定せず広く捉える論者が大多数である。たとえばJ. ガルトウング(1969)は、「人間が何らかの影響を受け、本来持っている身体的および精神的な可能性を実現できていないとき、暴力が存在する」(Galtung 1969: 168)と暴力を広く捉え、暴力の諸側面に着目することで、「個人的暴力 (personal violence)」、「構造的暴力 (structural violence)」といった暴力の分類を提示する。またR. バーンスタインは、様々な暴力の分類概念が提示されていることに触れ、これら多様な形で現れる暴力が、いともたやすく身体的な暴力に繋がるのはなぜかという疑問を提起している (バーンスタイン[2013]2020: 7-8)。

このように暴力を広く捉える傾向は警察暴力についても同様であり、例えば警察を含む国家による実力行使全般を暴力と捉える有力な議論がある。上野成利(2006)が述べるように、これはドイツ語の *gewalt* という概念が、統制不能な強い力(英語でいうところの *violence*)と、対象を統制する強制力という、一見異なる二つの意味を有することに由来するものであろう。W. ベンヤミンが「暴力批判論 (*Zur Kritik der Gewalt*)」において、暴力を何らかの目的を達成するための手段と捉え、その法措定的および法維持的機能を指摘する際も、その念頭に置かれているのは、対象を統制する強制力として捉えられた広い意味での暴力と考えられる。ベンヤミンは、警察の行使する暴力(実力行使)がこれら二つの機能を併せ持つという、他の機関にはない特徴を持つことを指摘し、そのことが法の範囲を超えて警察が市民生活のあらゆる場面に介入する契機を与えていると警鐘を鳴らす (ベンヤミン[1921]1994: 43-4)。

本稿もこれら暴力をめぐる議論に基づき、警察による実力行使全般の中に暴力を位置付ける。身体に対する深刻な加害という典型的な暴力も、社会的

マイノリティに対する差別的扱いも、警察活動における実力行使の結果として発生するものである。警察をその他の機関から区別し警察たらしめる要素が、その成員の勤務中に一定程度の実力行使が容認されているという事実を求められ (Bittner 1970; Klockars 1985), 実力行使が警察活動と不可分のものである以上、警察暴力という問題の考察にあたっては、警察の活動全般を視野に入れざるを得ないのである。

Ⅲ 警察文化

1 警察文化概念と警察暴力

日常警察活動の中で警察暴力を捉える視点は、警察研究の最初期にあたる20世紀中頃には確認することができる。警察官の法規範逸脱行動についての問題意識の下、当時の研究では日常警察活動に密着したフィールドワークが多数行われた⁽⁴⁾。これら調査研究は、当時の警察が打ち出していた「警察とは法規範そのものである」とのイメージに異議を唱えることを目指し、警察組織内部の慣習や仲間内で共有する価値観などが、警察官の行動を方向付ける一要因であることを示した (Reiner 2016: 237)。これら警察固有とされる実践や価値観の総体が、後に警察文化と呼ばれることとなる。

以上のような経緯から、警察文化研究は暴力を含む逸脱行動についての研究と密接に結びつき (Prenzler 1997)、警察文化は逸脱行動を説明する一要因とみられるようになった⁽⁵⁾。このことは、初期の研究における警察文化の記述に、相互に関連する3つの方向性を与えたように思われる。第一に、警察

(4) 警察研究の古典には、エスノグラフィ的研究成果が多い。最初期のものとして、1950年のフィールドワークに基づいたW. ウェストレイによる *Violence and the Police* (1970) などがある。

(5) 警察文化を暴力の要因とみる比較的新しい研究としては、1991年のロサンゼルス市警によるロドニー・キング暴行事件を扱った Skolnick and Fyfe (1993) がある。

文化の道徳的にネガティブな内容である。暴力など逸脱行動を説明するための警察文化は、外部社会の価値観から遠く隔たった、「悪い」ものとして書かれる傾向にあった (Paoline 2003: 200)。第二および第三の方向性は、警察文化の単一性と固有性という表裏一体の性質である。これらは、説明変数としての文化概念が持っていないてはならないものであった。つまり警察文化は、警察であるからこそ発生する逸脱行動の原因であるために、警察組織の構成員であるなら担当職種等の違いにかかわらず一律に共有され、かつ組織外部とは明確に異なる具体的な内容を持つものでなくてはならなかった。実際に観察された警察文化は、異なる時期および場所で異なる警察組織を対象に行われた調査に基づくにもかかわらず⁽⁶⁾、多くの共通点があり、概してネガティブな内容であることが指摘されている (Smith and Natalier 2005)。以下に示す J. チャンによるまとめからも明らかなように、それら警察文化の内容は、キーワード的に表された特徴的实践および価値観の集合として表現されることが多い。

警察文化の特徴は次のようなものを含むと言われている。警察の仕事に対する使命感、活動志向、社会環境についての皮肉または悲観的な視点、常に疑問を向ける態度、社会的孤立とセツである仲間内での強い連帯感、政治的保守主義、人種的偏見、性差別主義、そして公衆を無作法者とまともな者にはっきりと分類すること。これら特徴のうち、いわゆる「被攻撃意識」⁽⁷⁾と「沈黙の掟」⁽⁸⁾は、しばしば警察の不正行為頻発と、情報隠蔽に結び付けら

-
- (6) M. パンチは、アムステルダムの警察を主な対象としつつ、ロンドン、ニューヨーク、サンフランシスコの警察と比較を行うことで、警察文化の地域的特異性以上に、地域を超えた同質性を描き出している (Punch 1979, 1985)。また W. テリルらは、これらの文化的特徴を近年の警察にも見出し、警察官はそれら価値を深く内面化するほど、より実力行使に訴える傾向があることを指摘している (Terrill, Paoline, and Manning 2003: 1008)。
 - (7) 被攻撃意識は *siege mentality* の訳で、常に周囲からの攻撃を心配し警戒している精神状態を指す。
 - (8) 沈黙の掟 (*code of silence*) とは、仲間の不正行為について組織に報告せず沈黙することで仲間を守るという、インフォーマルな慣習を指す。

れる (Chan 1997: 43-4, 拙訳)。

警察文化研究が進むにつれて研究の焦点は、文化の具体的内容から、観察された警察文化の特徴が、警察官個人の職務上の階級や組織内部の職種、さらにはジェンダーや人種といった警察組織外の属性と関連するかという点に移っていった。この変化を一言で表せば、説明変数としての警察文化から、被説明変数としての警察文化への焦点の移動である。つまり、初期の警察文化研究が、文化の内容を明らかにすることによって暴力を含む警察官の逸脱行動を説明しようとしたのに対し、この新しい方向性の下での研究は、警察組織内外に見出される構造的要因によって警察文化を説明することに関心を寄せた。そこでの暗黙の前提は、社会集団の境界の内部で同質的な文化が形成されるというものである。

この方向転換は新たな知見をもたらした一方で、警察文化の概念としての有用性に疑問を投げかけることとなった。具体的には、初期の警察文化研究で半ば前提として扱われていた、警察文化の単一性と固有性を揺るがせる結果を招いたのである。まず単一性に関しては、組織内部における属性の相違が異なる文化内容をもたらすという指摘が多くの研究によってなされた (Waddington 1999)。例えば、階級や役職といった組織内ハイアラーキーにおける位置、地域警察活動や刑事警察といった担当職種により、文化的な違いが生まれるという報告がなされている⁽⁹⁾。

(9) 階級や役職といった組織内ハイアラーキーにおける位置による文化的な違いを示すものとして、E. ルース・イアニとF. イアニの、street cop culture と management cop culture (Reuss-Ianni and Ianni 1983), P. マニングの command, middle-management, lower participants (Manning (1993). Chan (1996: 66) より引用) といった分類がある。職種による違いに関しては、刑事警察部門 (Hobbs 1991; Young 1991), 地域警察活動を担当する警察官 (Fielding 1995), SWAT などの準軍事的な構造を持つ部門 (Kraska 1996, 2007) などで、パトロールを主に担当する部門との文化的違いが指摘されている。

他方で警察文化の固有性について、T. プレンツラーは、警察と警察以外の集団の文化を比較した研究がそもそも少ないと断った上で、それら少ない研究では警察と警察外の集団の間に明確な違いが報告されていないと述べる (Prenzler 1997: 50)。実際、警察文化が外部社会のそれと全く異なる訳ではないことは、J. スコルニックが1966年に発表した古典的研究 *Justice without Trial* において既に示されている。スコルニックは、警察に固有の認識枠組として *working personality* の概念を提唱し、それを生み出す中心的要素として危険性、権力、効率性を挙げているが、彼はこれら3つの要素の組み合わせこそが警察に固有なのであり、いずれも単独では他の職業にも見出せるものであると明記している (Skolnick[1966]2011: 39)。警察組織外の属性について警察官の行動との関連を探究した研究も、異なるジェンダーまたは人種間の力関係が、警察組織内外である程度共通すると指摘している⁽¹⁰⁾。社会集団毎に同質的な文化が形成されるという上述した暗黙の仮定を受け入れる立場からは、警察組織内外における社会構造の類似性は、文化の類似性に繋がり得るとされるはずである。

以上のように、警察文化と社会構造の関連を探究する一連の研究は、警察文化の単一性と固有性という初期の前提を揺るがせた。しかしながら、構造的要因によって暴力を説明することには、次のような問題がある。第一に、警察文化概念に関心がある者にとって、このアプローチは構造的要因への還元によって、警察文化という概念を不要のものとしてしまう。抽象的な概念としての警察文化を、具体的で観察可能な構造的要因で簡単に説明できてしまうのであれば、警察文化概念をわざわざ持ち出す必要はない。第二に、同一の社会集団に属するにもかかわらず、暴力を行使する警察官とそうでない警察官が現実に存在することを説明できない。このことは、社会集団の境界を文

(10) ジェンダーについては Heidensohn (1992)、人種については O'Neill and Holdaway (2007) を参照。

化の境界と一致させる素朴な前提に疑問を投げかけるものである。さらには、異なる職種同士や非警察官との間で行われる相互作用が警察文化に及ぼす影響についての視点が抜け落ちているとも言える。第三に、警察文化と行為の間の関係を単純化しすぎている。警察官の考え方と実際の行動がしばしば異なることが指摘されているにもかかわらず (Waddington 1999: 288)、初期の研究が示した警察文化に特徴的な価値観が、そのまま警察官の行動上の特徴であると素朴に前提されることが少なくない。要するに、行為の一説明変数としての文化概念が、それ自体として分析の対象となり得るほど、行為のレベルから切り離されていないのである。

2 近年の警察文化研究

警察文化概念が社会構造からも行為からも十分に切り離されていない状況に対し、近年の警察文化研究は、文化概念自体を失わずに、その説明力を証明するアプローチを模索している。一つの顕著な傾向は、文化一般についての研究における議論を参照し (Crank 2004)、文化概念を意味秩序という次元で捉えるものである。つまり、文化とは行為を方向付ける意味的基盤であり、したがって行為とは別個の変数であるとして文化概念を位置付けるのである。これにより、文化を行為から独立の概念として扱うことができるようになるだけでなく、行為の一説明変数として、社会構造と同等の地位を文化概念に与えることができる (Alexander 2004)。換言すれば、文化に概念としての自律性を一定程度与えることで、はじめて他の変数との関係性を分析する道が開かれたのである。

意味秩序としての文化概念は、現在の文化研究一般において主流の視点であるが、その中にも二つのやや異なった見方がある。W. スウェル (1999) によれば、それらは「シンボルと意味のシステムとしての文化」(以下、「意味システムとしての文化」と、「実践としての文化」と整理できる。前者は文

化が秩序だった意味体系として、社会構造など他の側面には還元され得ない社会生活の一側面を構成していることを強調し、その構造を解明することで文化が行為をいかに方向付けるかを解明しようとする (Sewell 1999: 43-4)。この立場は、文化を意味システムという抽象的な領域に限定して捉えることもあり、文化の一貫性や整合性といったシステムとしての秩序立った側面を強調しがちとなることが指摘されている (Sewell 1999: 44; 佐藤 2010: 123)。ただし、この視点では抽象的な文化概念の領域を、具体的な実践の領域から峻別しているため、現実の実践が多様であったり対立を含むものであったりすることは、システムとしての文化の一貫性と矛盾するものではない。実践の多様性は、文化概念そのものではなく、文化概念の外にある要因 (なかならず、社会構造と行為者の主体性) と文化の相互作用によって説明されるという立場が取られる。

後者の「実践としての文化」は、(意味システムとしての) 文化だけではなく、それを含む複数の変数間の複雑な相互作用の結果としての行為までを「実践 (practice)」として視野に入れて、文化概念を捉えている。文化概念に行為のレベルまでを含めるとはいつても、従来のように意味システムとしての文化と行為を同一視するというわけでは必ずしもなく、例えば意味システムとしての文化を「文化スクリプト (cultural script)」といった言葉を用いて言及するなどして行為から区別している。文化を実践として前者の立場よりも広く捉えるのは、現実に観察される実践としての文化の多様性を、社会構造や行為者の主体性といった変数との関係の中で説明しようとする志向を持つためである (Sewell 1999: 44)。中でも行為者の主体性が重視される傾向にあり、置かれた社会構造の中で、行為者がいかに文化スクリプトを解釈して戦略的に「使用」するかを探求することで、実践の多様性へのアプローチが試みられる。ここまで述べたような違いは存在するものの、以上の二つの視点はいずれも、文化を意味という地平で捉え、実践における多様性の源泉

を、意味システムとしての文化の外に求める点は共通している。

近年の警察文化研究は、実践としての文化の視点に立脚し、社会構造といった変数、中でも行為者の主体性と文化の関連を明らかにする方向で理論化を進める傾向がある。例えば、警察文化研究における「新しい古典」とも評される (O'Neill 2016: 475) J. チャンの *Changing Police Culture* (1997) では、従来の警察文化概念の問題として、警察組織内部の文化的多様性を説明できないこと、文化の解釈における警察官の主体性が加味されていないこと、文化と政治社会構造の関係の検討が不十分であること、文化の可変性を説明できないことの4点を指摘している。チャンは、文化の多様性を理解するために、文化を様々な種類の「知 (knowledge)」として捉える S. サックマン (1991) の枠組を採用し、さらに P. ブルデューの界とハビトゥス概念を参考に、社会構造の制約下において、知としての文化を主体的に使用する行為者としての警察官像を提案する (Chan 1996; 1997)。ここで知としての文化は、意味システムとしての文化と考えて差し支えないだろう⁽¹¹⁾。チャンが引用する C. シアリングと R. エリクソンの研究も、警察文化を「比喩的行為 (figurative action)」と捉え、行為者に文化を「使用する」主体性を認める。秩序立つと同時に即興的である警察官の行動を説明できる理論の構築を目指す彼らは、警察官が比喩や前例を組み合わせ、ストーリーとして引用する事実を発見し、それらが具体的な状況の理解ととるべき行動の指針として、後輩の警察官に引き継がれていくと主張した。この指針は、従わなければならない規則ではなく、行為の方向性を示しつつも、警察官が指針を解釈

(11) 文化を知やリソースとして捉えるのは、実践としての文化からだけでなく、意味システムとしての文化からでも可能である。後述するように、意味システムとしての文化の立場も、行為者の意味解釈する主体性を前提としたものであるから、それぞれに一貫性を持った複数の文化枠組が知識として存在する中から、行為主体が (自覚的か否かにかかわらず) 意味を参照するという枠組は、意味システムとしての文化の立場と矛盾しない。

する余地を残すことで、実践の多様性を許している (Shearing and Ericson 1991)。より近年の研究では、H. カンポー (2015) が A. スウィドラーによる「ツールキットとしての文化 (culture as a tool-kit)」⁽¹²⁾ という概念を明示的に引用し、警察官による戦略的な意味使用を描き出している。カンポーは、文化社会学の知見を採用し、文化を「人々が日常生活の中で直面する状況を理解する」(Campeau 2015: 669) ために使用する「リソース」であるとする。ここでいうリソースは、チャンの提示する「知としての文化」同様、行為者が任意に使用できるもの、いわば道具の集まり (ツールキット) であり、意味システムとしての文化に相当する。つまりカンポーは、文化を人々が受動的に身に付ける価値観の集合としてみていた従来の見解に対し、行為者の主体性の欠落という点で見直しを迫るのである。

近年の研究によって、警察文化概念がより洗練されたものとなったことは疑いない。しかし、警察暴力については、既存の警察文化概念では十分に分析できない部分がある。意味システムか実践かを問わず、文化を意味秩序とみる見解においては、意味システムとしての文化を解釈し、それをを用いて世界を意味的に構築する行為者像を想定している。実践としての文化の関心は、このような行為者がいかに文化を「使用」して意味構築を行うかという点にあり (佐藤 2010: 124)、その帰結として行為者の主体性に焦点が当たることとなる。上述した警察文化研究ではいずれも、行為者たる警察官が置かれた状況に応じて、ツールキットとしての意味システムから適切なツール (意味) を意識的に選び出して使用することが示されている。たとえば上述のカンポーの研究では、信号を無視して危険な運転をする車を追跡しなかつ

(12) A. スウィドラーがツールキットとしての文化を提唱した 1986 年の論文 “Culture in Action” は、文化研究一般において実践としての文化の理論化に大きく貢献した著作である。前述のシアリングとエリクソンによる研究でも引用されている。

た理由を語る2人の警察官の例が挙げられる。カンポーとのインタビューで警察官たちは、警察の任務である違反者の逮捕よりも、自分たちも危険な運転をせざるを得ないことで負うリスクを考慮したと述べている（Campeau 2015: 681-2）。警察活動に対する監視の目が強まりつつある環境を考慮した上で、警察官たちはリスクを避けるという選択を意識的にを行い、それをもって追跡を諦めるという行動に至ったというストーリーである。このとき、表明された行為者の意図（「リスクがあるので追跡すべきでない」）は、その帰結たる行為（「追跡を諦める」）と一致している。

しかしながら、表明される行為の意図と行為は、常に明確に一致するとは限らない。我々は、真の意図を隠す場合もあれば、意図が複数ある場合もあるし、更には行為の意図を自覚していない場合もある。既存の警察文化概念では、意図と行為の間に不一致が疑われる場合、表明された建前の意図とは別に真の意図があると結論されることとなる。つまり、真の意図に自覚的な行為者が嘘や言い訳をして真の意図を秘匿しようとしていると解釈される。しかし上述の通り、言行不一致があると見られるとき、行為につながる行為者の意図が、真意を隠すために嘘をつくことができるほど明確とは限らず、行為の理由を行為者自身が特定できていなかったり自覚していなかったりすることはいくらかでもある。暴力を働いたとされる警察官も例外ではない。例えば、法執行中の警察官が社会的マイノリティである被疑者に怪我をさせたり死に至らしめたりした場合、よく聞かれる警察官の釈明は、被疑者が「抵抗したから」、「まさに犯罪に着手しようとしていたから」など、被疑者側に帰責することで加害行為が正統な実力行使であったことを主張するものである。警察官による加害の事実が誰の目にも明らかであるとき、これらの釈明は言い訳で、保身のために自らの責任を回避しようと、被疑者に対する差別的な感情といった「真の意図」を隠していると大概の第三者は疑うであろう。しかし、加害警察官の行動が、表明されたように「被疑者が抵抗した」

という認識に基づいていなかったとは言い切れないはずである（被疑者の抵抗があったという認識が、当該警察官の行為を正当化するかどうかは別問題である）。また、加害の程度が弱いなどで暴力とは必ずしも認識されない、社会的マイノリティに対する差別的扱いなどの場合、加害警察官は自らの行為を警察活動における正統な実力行使の範囲内と考え、加害したことの自覚すら欠如していることも大いにあり得るだろう。しかしこのような事例であっても、既存の警察文化概念の観点からは、差別的な動機といった「真の意図」の存在が示唆されてしまう。

このように既存の警察文化概念では、警察官が加害行為の意図に自覚的であったか否かにかかわらず、加害行為を警察官の自覚的悪意（「真の意図」）に還元することとなる。それは多くの警察暴力の事例において真実であろうし、警察暴力の減少に向けて、例えば研修制度などの具体的改革を行う上で重要な知見である。しかし、全ての暴力行為に加害者の明確な意図を想定することは、必ずしも正確な理解ではないだろう。差別的な加害行為を悪意なく行う警察官に、「差別はいけない」、「これは差別に当たる」などと繰り返しても、どれほど暴力行為の減少に効果があるだろうか。警察暴力について更に理解を深めるためには、意図に無自覚な形で行われる行為にも適用可能なように、既存の警察文化概念を再考する必要がある。

この点を補うためには、意味システムとしての文化の視点を参照することが有効である。そこでの文化は飽くまで意味のシステムであり、行為者の主体性の外に置かれている。意味システムとしての文化は、行為に意味的な方向性を与えるのであり、換言すれば行為の向かう目的（目標）を指し示すのであるが、そこでは行為の意図を行為者が自覚していたか否かを問わない。つまり暴力の加害者が、行為にあたり自らの意図を自覚していない場合も含めて、暴力行為が意味的に方向付けられていることを理論化することができる。次節では、警察暴力に限定して、このような目的としての文化がいかに

暴力行為を方向付けるかについての理論モデルを示す。上述のように、既存の警察文化概念の視点では、文化は警察暴力を隠蔽するための言い訳として警察官に使用されるものとして現れた。本稿の提示する目標としての警察文化概念の視点からは、警察による意味解釈を通じて、警察文化が暴力を生み出す側面が見えてくる。

IV 目標としての警察文化

本節で提示する理論モデルは、警察という制度の視点から、警察文化と日常警察活動（暴力を含む）の関連について示そうとするものである⁽¹³⁾。制度に焦点を合わせるのは、文化が個人ではなく集団を前提とした概念であり、警察文化も警察という集団を単位として論じられてきたためである。日常警察活動が、組織の内部規則や上官からの指示の下で行われていることを考えれば、制度としての警察が個々の警察官の行為に与える影響は明白である。

制度としての警察は、警察組織や内部規則などの形で、外部社会の抽象的言説と実世界における具体的な行為の間を仲介する役割を担っている (Alexander 2006)。たとえば警察は、正統な実力行使と暴力を分けるにあたり、世間一般に受け入れられている基準を同定し、それを解釈することで、より具体的な振舞いや態度といった形に翻訳し、行為の基準として組織構成員をはじめとした個人に示す⁽¹⁴⁾。このような、制度が抽象的な言説を具体的な行為につなげる過程を「特定化 (specification)」と名付けることとする。

(13) 本節の議論は、拙稿の一部 (Shimizu 2019: 189-94) を元に、翻訳および大幅な加筆修正を加えている。

(14) 警察の基準を参照するのが警察官だけに限られないことは強調しておきたい。たとえば内部規則のような形で示される基準は、一般に公開されていることもある。公開がされていなくとも、それに基づいてなされる警察活動は外部社会に向けて行われる。また、個人が基準を参照するとは、その基準に対する個人の態度とは別である。基準を妥当でないと受け入れない個人は、その基準を参照したからこそ自らの態度を決定することが可能だったのである。

組織より広い社会に由来するそれら基準は、ひとまとまりの意味または知の集合体として、個々の警察官や組織外の市民が参照し使用することができる文化である。それら意味を、個人は日常の社会生活において常識として内面化しているかもしれないし、警察官としてのキャリアを始めてから意識するかもしれない。基準を意識するかしないか、またそれを受け入れるか拒否するかは、個人の実践レベルでの議論となるが、いずれの場合も個人は、制度による解釈を参照する。

正統な実力行使と暴力の境界に関心を持つ本稿では、「合法性」という基準に焦点を合わせる。その理由の一つは、正統な実力行使と暴力を分ける線はどこかという問いに対する恐らく最も一般的な答えが、問題となる個々の行為の合法性だからである。実際、合法性の基準は広く実務の世界で受け入れられている。たとえば第8回犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国連会議(1990年)⁽¹⁵⁾で採択された「法執行官による実力および火器の使用に関する基本原則」でも、必要な最小限の程度に留めるなど一定の条件の下で、やむを得ない場合の「合法的な」実力行使が認められている(第5条)。この基準に反する違法な実力行使は暴力とされ、多くの場合、加害警察官には違法行為に対する処罰が予定されている。

合法性の基準に着目するもう一つの理由は、合法性という基準が警察官だけでなく、彼らが接触する市民にも適用されるためである。法を違える行為は、合法性という価値を破壊するものであるから、犯罪行為とされるものは暴力であり、犯罪者は暴力的な存在とされる。たしかに、警察官に適用される法やその解釈が、常にそのまま市民に適用されるわけではなく、たとえば職務上、警察官にはある程度の実力行使が認められているし、市民一般に適用される法がなんら正統な理由なく、警察官を含む国家権力に適用されない

(15) 2005年より、国連犯罪防止刑事司法会議に名称変更。

社会も存在する。しかし、少なくとも警察官と市民の間の法適用の不平等が解決すべき問題とされる社会においては、警察官にも市民と同じ法が同じ基準で適用されるよう求める声が上がリ、両者に対する基準を理由なく極端に乖離させることは困難となるだろう。

1 定義と適用

特定化は、定義と適用という二つの段階から構成され、全体を通じて特定の意味側面から世界を二分することを志向する。一連の過程は、制度や個人が意味解釈を行う主体性を前提としている。その解釈は、制度と個人を取り巻く社会構造の中で行われることを想定しているが、特定化における文化と社会構造の相互作用については本稿では深入りせず、今後の検討課題としたい。

(1) 定義

特定化の過程において、制度は抽象的な言説の中から特定の価値を選び、自身の基準として定義する。「合法性」はそのような基準の一つであり、制度としての警察はさらにそれを解釈して、どのような態度や行為が合法的な実力行使または違法な暴力であるのかの基準を示す。制度の提供する定義は、個人が参照できる意味システムとしての文化の一角を形成するのである。

定義は矛盾をはらむ過程である。定義が設定する合法性という基準は、それを参照する制度自身と個人にとって、現実が常にそうあるように目指すべき目標となる。目標として思い描かれる合法性の世界とは、合法性という価値だけがどこまでも均一に存在する普遍的な「状態」である。しかしその目標とする世界は、まさに目標を定義するということによって、実現不可能なユートピアとなってしまう。なぜなら、本来、純粹に普遍的な合法性は、その状態以上に合法的にはなり得ないために「目標」たり得ないものだからである。そのような合法性に取って代わり、それを定義するとは、合法性の外

に合法ではないもの、すなわち非合法性が存在することを宣言することであり、合法性の純粋さを失わせることである。普遍的な合法性の世界は、言及することすら許されない実現不可能な理想であり、現実世界とは明確に分けられたものである。

このようなユートピアは、その実現を志向することそのものの内に、普遍的な合法性を破壊する契機が存在する。第一に、非合法性は合法性に当てはまらない残余的な概念であり、合法性に言及することなしに存在しないという意味で合法性に従属的な「劣った」概念である。第二に、合法性という普遍性を守るために、異質なものである非合法性は排除されなければならないが、排除ということそのものが普遍性に反する。これら合法性の普遍性を破壊するハイアラーキーと排除は、暴力に他ならない。

ところで非合法性とは、直ちに暴力であることを意味しない。非合法性とは異なり、暴力は合法性の残余的な概念ではない。むしろ暴力は、合法性を破壊する存在として、合法性から独立しそれと対立する概念である (Alexander 2003)。合法性を *legality* とするならば、非合法性は *non-legality*、暴力は *anti-legality*、加えて非暴力は *non-anti-legality* とでも表せば、関係が明確になるだろう。

定義という目標設定において、制度が合法性と暴力のどちらの具体化に着手するかにより、制度の活動様式は変化する。制度が合法性を定義すると、ポジティブな特定化 (*positive specification*) と名付ける過程を歩むこととなる。ポジティブな特定化によって設定される二つのカテゴリーは、合法性と非合法性である。対照的に、制度が暴力を定義してネガティブな特定化 (*negative specification*) を行うならば、設定されるカテゴリーは暴力と非暴力である。

このように定義という段階では、意味世界を二分するための価値基準が設定される。二つの世界を分ける境界線は、明確かつ動かし難いものとして現

れ、定義された価値の世界はどこまでもその価値によって特徴付けられる仮想の世界となる。例えばポジティブな特定化の場合、合法性の世界は非合法性から分け隔てられ、均質に合法性という価値の行き渡った領域となる。そこで合法性と非合法性は、それぞれのカテゴリーの意味的中心を構成する。二分された世界観は、それ自体が定義の提示する叶わぬ理想であるが、その定義を参照する者にとっては、しばしばそれこそが世界の本来あるべき真実の姿である。

(2) 適用

しかしながら、定義の提示する世界は、それだけではただの描かれたビジョンである。合法性と非合法性は単なるラベルであり、その間には明確な境界線が現実のものとして横たわっているのではなく、優位にある合法性から劣った非合法性に伸びるハイアラーキーと境界線が引かれるべき大凡の位置が記されているに過ぎない。ビジョンは、制度と個人によって実現されねばならないのである。

境界線を現実世界において強制力をもって画定しようとするのが適用であり、いわば文化を意識的または無意識的に「使用する」段階にあたる。二つのカテゴリーの間の境界線は、具体的な事例を定義と照らし合わせながら画定されていく。警察は、法や命令といったそれ自体で強制力を持つ制度を解釈して定義するのみでなく、自ら強制力をもって具体的事例に適用する制度である。そこに、警察活動において実力行使が不可欠の要素であることが二重の意味で確認できる。

適用により画定されようとする境界線は、現実の個別事例毎に行われる解釈の積み重ねである。境界線をどこに引くかにつき、定義の段階においては、合法性という価値そのものから演繹的に具体的解釈が試みられるのに対し、適用の段階では、現実の事例との照合の中で帰納的に解釈が行われていく。そのため、定義段階で得られた解釈の一貫性は、現実事例の多様性に基

づいた適用段階での解釈によってある程度失われることとなる。このことは、現実における境界線が常に変動し続ける構築物であることを示しており、定義が想定する「二分された世界」そのものがフィクションであることを証拠立てる。現実の世界は、合法性と非合法性に疑いなく二分されてなどおらず、純粋な合法性の世界を非合法性から隔てるとされた境界線が実は曖昧で、代わりに二つのカテゴリーは中心である合法性から周縁である非合法性に伸びるハイアラキーによって繋がったものであったことが明らかになる。つまり適用の段階では、基準が適用される対象が合法か非合法かだけでなく、対象がどれほど合法性という中心に近いかが判断され、対象間に道徳的ハイアラキーが形成されるのである。

2 二つの特定化

(1) ポジティブな特定化

制度が合法性といった目標とする価値を定義するとき、ポジティブな特定化が行われる。価値の意味内容をできる限り明確にする作業を通して、制度は現実社会における価値の実現に貢献しようとするのである。この価値がそれを参照する個人にとって分かりやすいものであるほど特定化は進行しやすい。たとえば、合法性という抽象的なキーワードを繰り返すよりも、何が合法的な実行使に当たるかを解説した映像教材といった具合に、具体的で感覚的なものほど有効である。他方で、残余的に特定される非合法性については、通常その明確化に大きな関心が払われないが、後述するように警察活動におけるポジティブな特定化においては、例外的に非合法性に焦点がある。

しかし特定化は、合法性の実現を目指すその過程の中から、合法性を破壊する暴力を不可避免的に生み出す。この暴力は、抽象的な言説のレベルに留まるものではない。ポジティブな特定化では、合法性という中心から非合法という周縁に向かうハイアラキーという暴力が、次に述べるネガティブな特

定化に比して、実社会においてより顕著な形で現れることとなる。個人は合法性の基準に照らし、どれほどそれに近い「模範的な」行動をとるかにより評価され、個人間に道徳的な上下関係が出現する。前述のように、警察という制度による定義は、警察組織の外部社会に向かって開かれているものであり、警察の提示する合法性の基準は、警察活動を通して社会の全構成員に適用される（定義に対して個人がどのような態度をとるかは別問題である）。そのため、ポジティブな特定化のつくり出すハイアラーキーは社会全体を包含するものであり、この基準により模範的とされる人々は、社会全体の道徳的リーダーとみなされる。対照的に、合法性からより遠いとされる人々は、道徳的に劣った人々とみなされる。合法性の基準の社会全体への適用は、非警察官で模範的とされる人々に、合法性とは何かを解釈する権限が付与されることにより一層進展する。例えば、警察活動の合法性に目を光らせる外部団体の構成員は、上述のような模範的個人であることが多いと思われるが、彼らは社会全体の代表として、合法性という基準についての彼らによる解釈を社会全体の解釈として示し、それを警察による解釈に反映させるように圧力をかけるのである。ポジティブな特定化を通じて警察による解釈が社会全体に適用されるとき、より合法性の価値から遠いとみなされた者が差別的扱いを受けたり、その意見が意思決定から排除されたり、また非合法性の領域にあると判断された者が弾圧されたりするのであれば、合法性の実現は著しく妨げられる。

(2) ネガティブな特定化

ネガティブな特定化は、暴力 (anti-legality) といった、目標とする価値に対抗し破壊する概念を制度が定義することで行われる。制度としての警察は、合法性を破壊する対象を特定するために何が暴力であるかを判断するための基準を示し、また自ら基準に当てはまる対象を排除することで、合法性の防御者としての役割を担う。他方でネガティブな特定化においては、非暴

力の内容は残余的に決定されるにすぎず、暴力的であると特定された以外の対象は、事実上、防御されるべき対象の側にあるとみなされる。

ネガティブな特定化は、ポジティブな特定化と異なり、合法性という価値を直接に定義し適用するわけではないから、合法性の実現に向けた制度の貢献は間接的である。その代わり、特定化の過程の中から生み出されるハイアラーキーと排除という暴力も、ある意味でポジティブなそれよりも抑えられている。ネガティブな特定化では暴力の意味内容が明確になる一方で、合法性は内容的に曖昧なままで残る。よってポジティブな特定化とは異なり、道徳的な個人を頂点とするハイアラーキーは現れにくく、個人は自分がどれほど「模範的」な地位にあるかにかかわらず、独自の合法性解釈を表明する余地が生まれる。ただし、必ずしも排除を伴わないポジティブな特定化と異なり、ネガティブな過程は暴力の排除という暴力なしには成立しない。ネガティブな特定化は、暴力をより具体的に狭く特定していく方向性を持つから、暴力的であるとして排除される個人は、ポジティブな特定化よりも抑えられる場合もあるかもしれないが、個人がそれぞれに合法性を解釈する中では、警察の視点から見れば「暴力に近い」、いわゆるグレーゾーンにあると判断される者が出てくる可能性がある。それら曖昧な存在が暴力的とみなされて排除されるならば、ネガティブな特定化の生み出す暴力は、合法性の実現を目指す特定化の過程を内部から大きく掘り崩すものとなる。

3 警察という制度と特定化

制度としての警察は、強制力をもってポジティブとネガティブ両方の特定化を行っている。それらは、法執行というネガティブな特定化と、秩序維持というポジティブな特定化であり、これら活動を通して警察は合法性の基準を市民にも適用する。警察は、犯罪という暴力を特定して取り除き、非合法性の側に分類した対象の合法性を高め、合法的な世界を犯罪の世界から峻別

し防衛することで、法が常に遵守される社会の実現を目指すのである。

言うまでもなく、法執行は警察という職業を特徴付ける活動である。法はそれ自体、犯罪という暴力をネガティブに定義する制度であるが、警察の法執行は、その判断基準をさらに詳細に解釈し、現実の対象に適用するまでを行っている。この適用段階において、警察によるネガティブな特定化は、極めて強い強制力をもって排除という暴力を現実を引き起こす。逮捕されて犯罪者とのラベルを貼られた者は、拘留や禁錮などにより社会から文字通り引き離されることがある。また、収監されない場合や刑期を終えた場合でも、社会的ラベリングの効果は一度でも犯罪者とされた者を社会的に排除するに十分である (Lemert 1951; Kitsuse 1962; Becker 1963)。法を執行するには、裁判所から令状が出ていたり、現行犯の場合であったりというように、特別にそれが許可された状態が必要という事実は、法執行が本来は許されざる暴力であるということを端的に示している。

法執行に並ぶ重要な警察活動が秩序維持である。法執行とは異なり、秩序維持はポジティブな特定化を志向する。秩序維持は、警察研究の古典において order maintenance, peace keeping などと言及され、法執行を伴わない警察の活動として残余的に定義される (Banton 1964; Bittner 1967: 700)。しかし法執行を伴わないからといって、秩序維持が実力行使を伴わないわけではない。E. ビットナーは、警察は「起こってはならず、かつ誰かが今まさに何らかの対処をしなければならぬ何か」(Bittner[1974]1980: 132)に対処することを人々から要求されるために、実力行使を行うと述べる。このように雑多な内容を含む秩序維持は、警察による介入の機会を増やし、かつそれを正当化するための口実として濫用されてきたことが指摘されている (Thacher 2014)。

犯罪予防と呼ばれる活動は、基本的に秩序維持の枠内にあると考えてよい。犯罪予防において警察官は、これから高い確率で違法行為に着手しそう

ではあるが、まだ犯罪者であるとまでは判明していない者に接触しなければならない。そのような予防活動の対象を判断するのに、まだ暴力が発生していないにもかかわらず暴力を判定するネガティブな基準を適用することはできない。代わりに警察官は、合法性を判断する基準を参照し、基準に当てはまらない非合法的な者を秩序維持の対象とする。目標とされる価値である合法性に関心がある通常のポジティブな特定化とは異なり、秩序維持では非合法性という残余的なカテゴリーに焦点が当たる点が特徴的である。

法執行も秩序維持も、合法性と暴力の間に横たわる空間を二分することによって、普遍的な合法性の世界を目指すものである。明確な境界線によって世界を二分することは、特定化の過程に必須のものである。しかしながら、警察はポジティブとネガティブ両方の特定化を行うことで、合法性とも暴力ともつかない曖昧さを生み出してしまふ。それは、二つの特定化が採用する基準が一致するとは限らないためである。要するに、秩序維持はポジティブな特定化を通して合法性と非合法性に、法執行はネガティブな特定化を通して暴力と非暴力に世界を二分しようとするが、非合法性と暴力の意味が一致するとは限らず、合法性の側にも暴力の側にも属さない曖昧な意味空間を生み出してしまふ。この曖昧さは、概念上だけのものではなく、実際にそこに分類される曖昧な対象が生み出される。つまり、秩序維持で非合法的と判断された対象は、必ずしも暴力的な対象として法執行の対象となるわけではない。この曖昧さは、まさに二種類の特定化が組み合わせることによる産物であるが、分類されることを拒否することで、普遍的な合法性を目指す特定化の試みを、その内部から破壊してしまふ。警察活動は、曖昧さを解消することを目指す活動のまさにその中から曖昧さを生み出してしまふ。

4 曖昧さへの対処

しかしながら、警察は常に自らを含む社会が合法性の側にあることを目指

さなければならず、そのために世界を二分することが必須である。そのためには、合法性でも暴力でもないが、同時に、合法性でも暴力でもある曖昧さを解消しなければならない。

曖昧さへの対処には、3つの方法がある。一つ目と二つ目の方法は、いずれも合法性と非合法性を分ける境界線と、暴力と非暴力を分ける境界線を一致させるものである。この一致した基準こそ、合法性と暴力を分ける境界線である。二つの方法が異なるのは、境界線をポジティブな特定化で用いる基準に統合するか、それともネガティブな特定化で用いる基準に統合するかという点である。もちろん、一致させる前の2本の境界線を互いに歩み寄せ、どこか中間で重ねるということも大いにあり得る。ただ、いずれの場合でも、法執行と秩序維持の基準が結果として同一になるということが重要である。秩序維持が予防を含むことを考慮するならば、通常においては、秩序維持によって非合法的な対象を特定することが、法執行によって暴力的な対象を特定することに先立つはずである。そのため、基準の一致が行われる場合、秩序維持の基準でもって非合法的と判断された対象が、直ちに暴力的対象（犯罪者）と同一視され逮捕されることになる。このとき、合法性と暴力を分ける基準が警察と市民の間で妥当なものとして共有できていない限り⁽¹⁶⁾、警察による実力行使は暴力であるとして非難の対象となるであろう。

以上の議論を踏まえ、合法性と暴力の境界線が動く方向別に、曖昧さへの対処法を見ていこう。第一に、ネガティブな特定化の基準を優先させ、曖昧

(16) 合法性と暴力についての基準を、行為者たる警察官、警察組織、市民の間で妥当なものとして共有できるのであれば、警察暴力が問題となる機会は減少するはずであるというのが、最近の警察研究における一つの理論的潮流となっている。たとえばT. タイラーは、警察の正統性は、その活動について市民が公正(fair)と認識するかに依存すると論じる(Tyler 1988, 2004)。この見解によれば、警察暴力として非難される事例は、その実力行使が正統であると擁護する警察官個人の解釈が、他の個人による解釈、またときに所属する制度による解釈から乖離する際に発生する。

さを合法性の側に組み入れる方法である。この場合、境界線は暴力寄りに統合されることとなり、結果、合法性の領域が拡大し暴力の領域は縮小する。特定化が合法性の実現を目指す以上、合法性の領域が拡大することは望ましいと評価されるであろう。他方で、合法性を広く解するとは、合法と解される実力行使の幅を広げ、警察暴力とされる実力行使の幅を狭めるということでもある。すなわち、犯罪者として排除される対象の幅は縮小するが、その代わりにかつては暴力とみなされていた警察の実力行使の一部が、合法的なものとして容認されるようになり得るということである。具体的には、合法性の側にあるとみなされた市民に対し、従来は暴力とされていたような警察の実力行使が合法的なものとして向けられ得るということである。合法性の領域がポジティブな特定化によって序列付けられることは既に述べた通りだが、拡大した合法性の領域における実力行使が広く容認されることで、合法性のハイアラーキー内部において、警察がより合法性から遠い者に対し差別的扱いをするといった暴力が生じる可能性がある。

第二に、ポジティブな特定化の基準を優先させ、曖昧さを暴力の側に組み入れる方法である。この場合、境界線が合法性の方向に向かって統合されることとなるから、合法性の領域は縮小し暴力の領域が拡大する。この方法は、警察による排除の対象となる暴力の領域を拡大するのだから、特定化の目的に照らして望ましいものとは言えない。他方で、境界線が合法性寄りに移動することで、警察の実力行使において暴力とみなされる範囲も広がるということだから、警察暴力に対する警察組織や市民からの目が厳しくなる可能性がある。

曖昧さに対処する第三の道は、基準を一致させることをせずに、曖昧さを曖昧さのまま残しておくことである。たしかに、曖昧さを容認することで、ハイアラーキーと排除という暴力の発生は、基準を一致する場合に比べて抑制されるだろう。非合法的とされた対象を、直ちに法執行という暴力の対象

にすることが禁止されるからである。しかし、これは世界を二分する努力を止めることであるから、普遍的な合法性を目指す特定化の過程も進展しない。換言すれば、警察活動が機能しないのである。加えて、曖昧さの存在は、対象を分類する基準について警察と市民の間で不一致となる可能性を高める。警察の基準によって曖昧であると判断された対象に対し、警察は不介入という立場をとるであろうが、市民が介入を望むということは起こり得る。たとえば、市民が不審者であると通報した者に対し、警察が何らの介入もしない場合であり、このとき市民は警察を怠惰と評するであろう。また逆に、警察官が市民や時には組織全体の解釈方針に反して、曖昧な対象を暴力的と判断し排除することも起こり得る。この時、市民は警察の実力行使を暴力と評する。さらにその実力行使が制度の定義する基準から逸脱した暴力であると警察組織が判断するならば、加害警察官は制度的な処罰の対象となるであろう。

V おわりに

本稿では、警察暴力という必ずしも意図的に行われない行為にも適用可能なように既存の警察文化概念を発展させ、目標としての警察文化概念を提唱した。目標としての警察文化概念は、実践としての文化概念に主として立脚した既存の文化概念に、文化の意味システムとしての側面を加味したものである。警察暴力の分析において、行為者の主体性を中心に据える既存の警察文化概念を採用すると、文化は警察官の主体性に大きく依存したものである。すなわち文化は、暴力を採み消すための言い訳として、警察官によって「常に」意図的に使用されるものとされる。本稿で提案した目標としての警察文化概念は、既存の警察文化概念と比べて、文化に行為者の主体性からより自律的な地位を与えることで、行為者がそれと意図せずに行うこともある警察暴力について、より精緻な理解を目指したものである。目標として

の警察文化概念を用いると、警察官が合法性という目標を追求することで、暴力を生み出す側面を浮かび上がらせることができる。一言でいえば、文化は暴力を隠すために使われるだけではなく、警察による解釈と行為を通して暴力を構築するものであることが明らかになるのである。

今後の研究における最も大きな課題は、目標としての文化概念を実際の事例に適用し、その中で警察文化と社会構造および行為者の主体性との関連を分析することであろう。目標としての警察文化概念は、既存の警察文化概念がそうであるように、文化を意味のレベルで捉え、社会構造や行為者の主体性との相互作用を考慮した理論モデルである。本稿では文化概念の再考を課題としたが、今後は文化と他の変数との関係、たとえば政治主導による警察改革の流れが、警察による意味解釈や警察文化そのものに与える影響などを検討することが必須である。理論をより精緻なものとするためには、理論と事例との対話が不可欠である。

参考文献

- Ahire, Philip Terdoo. 1991. *Imperial Policing: The Emergence and Role of the Police in Colonial Nigeria 1860-1960*. New Directions in Criminology Series. Philadelphia, PA: Open University Press.
- Alexander, Jeffrey C. 2003. "A Cultural Sociology of Evil." In *The Meanings of Social Life: A Cultural Sociology*, 109-19. New York, NY: Oxford University Press.
- . 2004. "Cultural Pragmatics: Social Performance Between Ritual and Strategy." *Sociological Theory* 22 (4): 527-73.
- . 2006. *The Civil Sphere*. New York, NY: Oxford University Press.
- Banton, Michael. 1964. *The Policeman in the Community*. New York, NY: Basic Books.
- Becker, Howard S. 1963. *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*. New York, NY: The Free Press.
- ベンヤミン, ヴァルター ([1921]1994) 「暴力批判論」『暴力批判論 他十篇』

- (野村修訳) 岩波書店。
- バーンスタイン, リチャード J. ([2013]2020) 『暴力—手すりなき思考』叢書・ユニベルシタス 1126 (齋藤元紀監訳・梅田孝太ほか訳) 法政大学出版局。
- Bittner, Egon. 1967. “The Police on Skid-Row: A Study of Peace Keeping.” *American Sociological Review* 32 (5): 699-715.
- . 1970. *The Functions of the Police in Modern Society: A Review of Background Factors, Current Practices, and Possible Role Models*. Chevy Chase, MD: National Institute of Mental Health.
- . [1974] 1980. “Florence Nightingale in Pursuit of Willie Sutton: A Theory of the Police.” In *The Functions of the Police in Modern Society: A Review of Background Factors, Current Practices, and Possible Role Models*, 119-47. Cambridge, MA: Oelgeschlager, Gunn & Hain.
- Campeau, Holy. 2015. “‘Police Culture’ at Work: Making Sense of Police Oversight.” *British Journal of Criminology* 55 (4): 669-87.
- Chan, Janet B. L. 1996. “Changing Police Culture.” *British Journal of Criminology* 36 (1): 109-34.
- . 1997. *Changing Police Culture: Policing in a Multicultural Society*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Chicago Daily Tribune*. 1872. “Police Brutality: A Prisoner Was Shamefully Beaten by Officers, He Was Kicked and Pounded in a Cell—Probably Fatally Injured,” October 12.
- Crank, John P. [1998] 2004. *Understanding Police Culture*, 2nd ed. Anderson Publishing.
- Fielding, Nigel G. 1995. *Community Policing*. Oxford: Clarendon Press.
- Galtung, Johan. 1969. “Violence, Peace, and Peace Research.” *Journal of Peace Research* 6 (3): 167-91.
- Heidensohn, Frances. 1992. *Women in Control?: The Role of Women in Law Enforcement*. New York, NY: Oxford University Press.
- Hobbs, Dick. 1991. “A Piece of Business: The Moral Economy of Detective Work in the East-End of London.” *The British Journal of Sociology* 42 (4): 597-608.
- Holloway, Thomas H. 1993. *Policing Rio de Janeiro: Repression and Resistance in a 19th-Century City*. Stanford, CA: Stanford University

- Press.
- Kitsuse, John I. 1962. "Societal Reaction to Deviant Behavior: Problems of Theory and Method." *Social Problems* 9 (3): 247-56.
- Klockars, Carl B. 1985. *The Idea of Police*. Beverly Hills, CA: Sage Publications.
- Kraska, Peter B. 1996. "Enjoying Militarism: Political/Personal Dilemmas in Studying US Police Paramilitary Units." *Justice Quarterly* 13 (3): 405-29.
- . 2007. "Militarization and Policing: Its Relevance to 21st Century Police." *Policing* 1 (4): 501-13.
- Lemert, Edwin M. 1951. *Social Pathology: A Systematic Approach to the Theory of Sociopathic Behavior*. New York, NY: McGraw-Hill.
- Macpherson of Cluny, William. 1999. "The Stephen Lawrence Inquiry: Report of an Inquiry by Sir William Macpherson of Cluny." London: GOV. UK. https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/277111/4262.pdf (最終閲覧：2021年11月4日).
- Manning, Peter K. 1993. "Toward a Theory of Police Organization: Polarities and Change." Paper presented at the International Conference on "Social Change in Policing." Taipei, August 3-5.
- O'Neill, Megan. 2016. "Revisiting the Classics: Janet Chan and the Legacy of 'Changing Police Culture'." *Policing and Society* 26 (4): 475-80.
- O'Neill, Megan, and Simon Holdaway. 2007. "Black Police Associations and the Police Occupational Culture." In *Police Occupational Culture: New Debates and Directions*, edited by Anne-Marie Singh, Monique Marks, and Megan O'Neill, 253-74. Sociology of Crime, Law and Deviance 8. Oxford: JAI Press.
- Paoline, Eugene A., III. 2003. "Taking Stock: Toward a Richer Understanding of Police Culture." *Journal of Criminal Justice* 31 (3): 199-214.
- Prenzler, Tim. 1997. "Is There a Police Culture?" *Australian Journal of Public Administration* 56 (4): 47-56.
- Punch, Maurice. 1979. *Policing the Inner City: A Study of Amsterdam's Warmoesstraat*. London: Macmillan.
- . 1985. *Conduct Unbecoming: The Social Construction of Police De-*

- viance and Control*. London: Tavistock.
- Reiner, Robert. 2016. "Is Police Culture Cultural?" *Policing* 11 (3): 236-41.
- Reuss-Ianni, Elizabeth, and F. A. J. Ianni. 1983. "Street Cops and Management Cops: The Two Cultures of Policing." In *Control in the Police Organization*, edited by M. Punch, 251-74. Cambridge, MA: MIT Press.
- Ryan, Mary. [2015] 2017. "Good Government, Community and Policing: Police Brutality and Civic Peace." In *RE: Reflections and Explorations: A Forum for Deliberative Dialogue*, edited by Max O. Stephenson Jr. and Lyusyena Kirakosyan, 293-8. Blacksburg, VA: Virginia Tech.
- Sackmann, S. 1991. *Cultural Knowledge in Organizations*. Newbury Park, CA: Sage.
- 佐藤成基 (2010) 「文化社会学の課題—社会の文化理論にむけて」『社会志林』第 56 卷第 4 号, 93-126 頁。
- Sewell, William H., Jr. 1999. "The Concept (s) of Culture." In *Beyond the Cultural Turn: New Directions in the Study of Society and Culture*, edited by Victoria E. Bonnell and Lynn Hunt, 35-61. Berkeley, CA: University of California Press.
- Shearing, Clifford D., and Richard V. Ericson. 1991. "Culture as Figurative Action." *British Journal of Sociology* 42 (4): 481-506.
- Shimizu, Mayumi. 2019. "Institutions and Civil Instantiation: The Case of Modern Japanese Police." In *The Civil Sphere in East Asia*, edited by Jeffrey C. Alexander, David A. Palmer, Sunwoong Park, and Agnes Shuk-mei Ku, 188-212. Cambridge: Cambridge University Press.
- Skolnick, Jerome. H. [1966] 2011. *Justice Without Trial: Law Enforcement in Democratic Society*, 4th ed. New Orleans, LA: Quid Pro Quo.
- Skolnick, Jerome H., and James J. Fyfe. 1993. *Above the Law: Police and the Excessive Use of Force*. New York, NY: Free Press.
- Smith, Philip, and Kristin Natalier. 2005. *Understanding Criminal Justice: Sociological Perspectives*. London: Sage.
- Swidler, Ann. 1986. "Culture in Action: Symbols and Strategies." *American Sociological Review* 51 (2): 273-86.
- Terrill, William, Eugene A. Paoline III, and Peter K. Manning. 2003. "Po-

- lice Culture and Coercion." *Criminology* 41 (4): 1003-34.
- Thacher, David E. 2014. "Order Maintenance Policing." In *The Oxford Handbook of Police and Policing*, edited by Michael D. Reising and Robert J. Kane. New York, NY: Oxford University Press.
- Tyler, Tom R. 1988. "What Is Procedural Justice?: Criteria Used by Citizens to Assess the Fairness of Legal Procedures." *Law and Society Review* 22 (1): 103-35.
- . 2004. "Enhancing Police Legitimacy." *The Annals of the American Academy of Political and Social Sciences* 593 (1): 84-99.
- 上野成利 (2015) 『暴力』 岩波書店。
- Waddington, P. A. J. 1999. "Police (Canteen) Sub-Culture: An Appreciation." *British Journal of Criminology* 39 (2): 287-309.
- Westley, William A. 1970. *Violence and the Police*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Young, Malcolm. 1991. *An Inside Job: Policing and Police Culture in Britain*. Oxford: Clarendon Press.
- ジジェク, スラヴォイ ([2008]2010) 『暴力—6つの斜めからの省察』 (中山徹訳), 青土社。